

### 議第103号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市行第66号）の一部を関係地方公共団体と協議して変更する。

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市行第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（提案理由）

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を関係地方公共団体と協議して変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する。